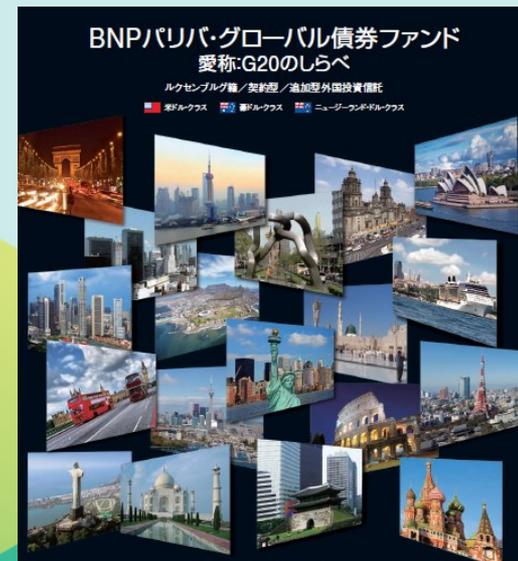


販売用資料

# BNPパリバ・グローバル債券ファンド

## 愛称:G20のしらべ

米ドル・クラス / 豪ドル・クラス / ニュージーランド・ドル・クラス



管理会社は

BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ  
ルクセンブルグ

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは

 **東海東京証券**

商号等 東海東京証券株式会社  
金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



**BNP PARIBAS**  
**INVESTMENT PARTNERS**

The asset manager for a changing world

16083101-F

# ファンドの特徴

## 1. 主としてG20参加国の債券を主要投資対象とします

- ・ 国債、政府機関債、社債、モーゲージ債などに幅広く投資

## 2. 3つの通貨クラスから選択できます

- ・ 米ドル建て、豪ドル建て、ニュージーランド・ドル（NZドル）建て

## 3. 原則として、毎月分配金をお支払いすることを目指します

- ・ 毎月20日を基準日として分配金をお支払いすることを目指します

運用は、BNPパリバ・インベストメント・パートナーズUKリミテッドが行います。

- ・ BNPパリバ・インベストメント・パートナーズは、BNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。
- ・ BNPパリバ・インベストメント・パートナーズUKリミテッドは、BNPパリバ・インベストメント・パートナーズの英国における運用拠点です。

# 分配金の引き下げについて

## 《第69回分配（2016年8月22日）の概要》

	前回：第68回分配 （7月20日）の分配金		今回：第69回分配 （8月22日）の分配金	1口当たり 純資産価格
米ドル・ クラス	0.034米ドル	➡	0.02米ドル	9.10 米ドル
豪ドル・ クラス	0.064豪ドル	➡	0.02豪ドル	8.30 豪ドル
NZドル・ クラス	0.054NZドル	➡	0.02NZドル	9.02 NZドル

※分配金は1口当たりの税引前分配金。

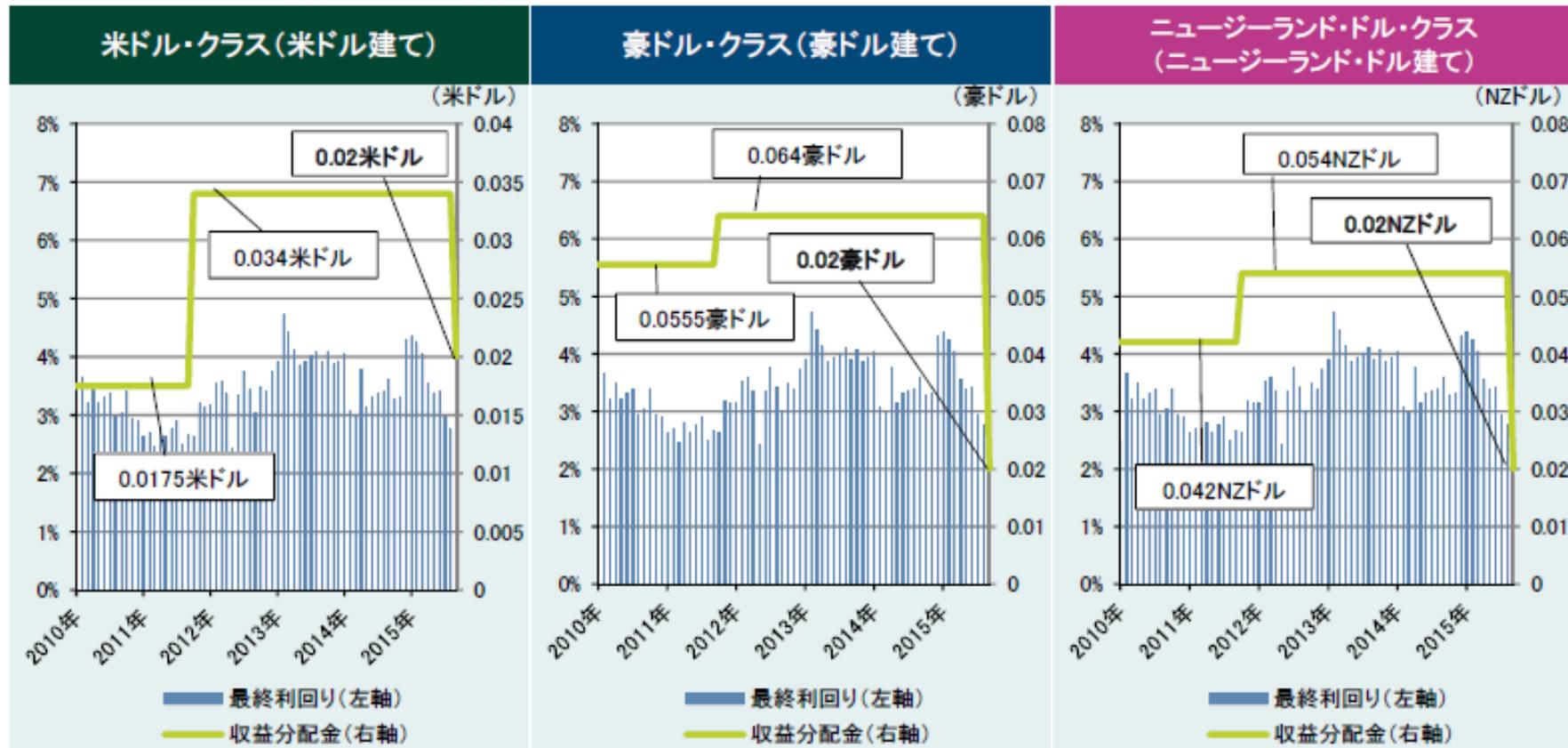
運用状況によっては、分配金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

# 分配金と最終利回りの推移

投資対象各国で低金利環境が継続する中、ポートフォリオで保有する債券の最終利回りが低下したため、分配金の引き下げを行いました。

《分配金と最終利回りの推移（2010年12月～2016年8月）》

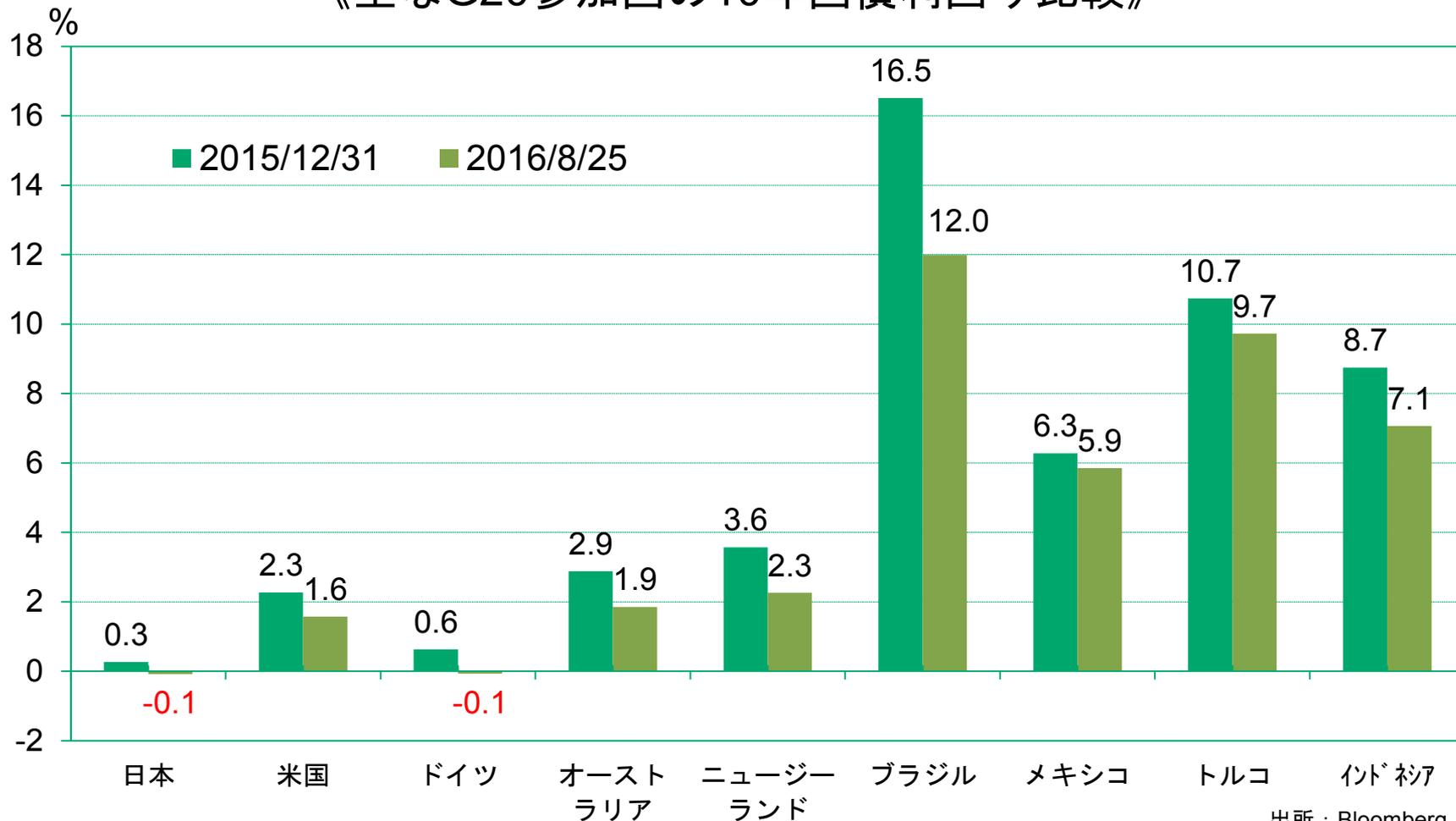


運用状況によっては、分配金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。

19ページのご留意事項をご覧ください。

# 利回り低下が続くG20諸国

《主なG20参加国の10年国債利回り比較》



# 投資対象国の格付け

ファンドは、

- ✓ 取得時点における信用格付けが、**Ba3**（ムーディーズ）、または**BB-**（S&P）以上の債券に投資
- ✓ 組入債券の平均格付けは、**Baa3**（ムーディーズ）もしくは**BBB-**（S&P）相当以上を維持することを目指す

《主なG20参加国のムーディーズ社による国債の格付け（2016年7月末時点）》

アルゼンチン	B3	オーストラリア	Aaa
ブラジル	Ba2	カナダ	Aaa
中国	Aa3	フランス	Aa2
インド	Baa3	ドイツ	Aaa
インドネシア	Baa3	イタリア	Baa2
メキシコ	A3	日本	A1
ロシア	Ba1	英国	Aa1
サウジアラビア	A1	米国	Aaa
南アフリカ	Baa2	オランダ	Aaa
韓国	Aa2	ポルトガル	Ba1
トルコ	Baa3	スペイン	Baa2

出所：Bloomberg

19ページのご留意事項をご覧ください。

# なぜ低金利が一段と進んでいるのか？

## 米国

- ✓ 中国経済の成長鈍化
- ✓ 世界経済の先行き不透明感
- ✓ 2016年第1四半期のGDP成長率の低い伸び

## 欧州

- ✓ ECBによる量的緩和
- ✓ 政治的な不透明感

本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

# 今後の見通しと運用方針

## 米国

- ✓ 大幅な金利上昇は見込みにくい
- ✓ 英国のEU離脱による経済への影響が長期に渡って懸念される

## 欧州

- ✓ ECBの積極的な金融緩和姿勢のもと、金利は引き続き低水準で推移すると予想

➔ 銘柄選択に留意し、発行市場や流通市場での投資機会の特定と、利回りスプレッドの確保を目指した運用

本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

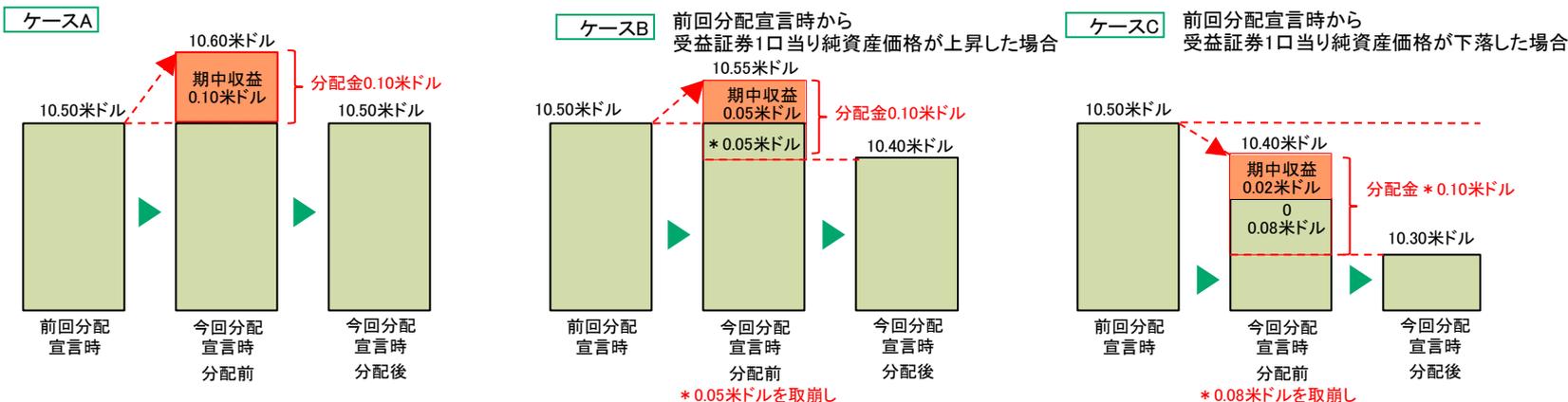
# 収益分配金に関する留意事項①

分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配宣言時の受益証券1口当り純資産価格は、前回分配宣言時と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 分配金と受益証券1口当り純資産価格の関係(イメージ)

● 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

● 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当り純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

○ 分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

○ 上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配宣言時から今回分配宣言時まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

ケース A : 分配金受取額0.10米ドル + 今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当り純資産価格の差	0米ドル =	<u>0.10米ドル</u>
ケース B : 分配金受取額0.10米ドル + 今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当り純資産価格の差	▲0.05米ドル =	<u>0.05米ドル</u>
ケース C : 分配金受取額0.10米ドル + 今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当り純資産価格の差	▲0.20米ドル =	▲ <u>0.10米ドル</u>

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当り純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なる結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当り純資産価格の増減額」の合計額でご判断下さい。

# 収益分配金に関する留意事項②

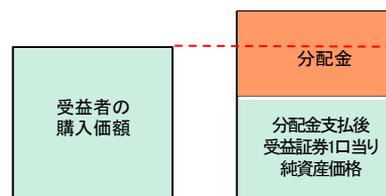
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当り純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

## 投資信託で分配金が支払われるイメージ



受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当り純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ●分配金の一部が実質的に 元本の一部払戻しに該当する場合



## ●分配金の全部が実質的に 元本の一部払戻しに該当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

# 当ファンドの投資リスク①

ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。

## 1口当り純資産価格の変動要因

ファンドの投資は、市場の変動および譲渡性のある証券への投資に内在するリスクにさらされます。

### 新興市場リスク

新興市場へ投資するファンドは、投資対象の高度な集中、入手しうる情報が少ないことによる不確実性、流動性の低下または市況（社会、政治および経済状況）の変化に対する感応度の高まりにより、平均を上回るボラティリティにさらされる可能性があります。

### 流動性リスク

投資有価証券の格下げまたは景況悪化の場合、ファンドによる投資が流動性を失うことがあり、その結果、ファンドの損失を防ぐか最小にするために十分に迅速に投資有価証券を売買できないことがあります。

### 信用リスク

受益証券の1口当り純資産価格は、組入れた有価証券の発行者の信用状況の変化により上下し、その結果、買戻し時および償還時には購入時の価格を下回るリスクがあります。

### 為替リスク

ファンドは外貨建て（主に米ドル建ておよび米ドルにヘッジされた米ドル以外の通貨建て）有価証券に投資するので為替の変動リスクがあります。

### 金利リスク

投資有価証券の価格は金利変動の影響を受けることがあります。金利は、金融政策、公定歩合、インフレ等の複数の要因または事象に影響を受けることがあります。

# 当ファンドの投資リスク②および関係法人

## その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## リスクに対する管理体制

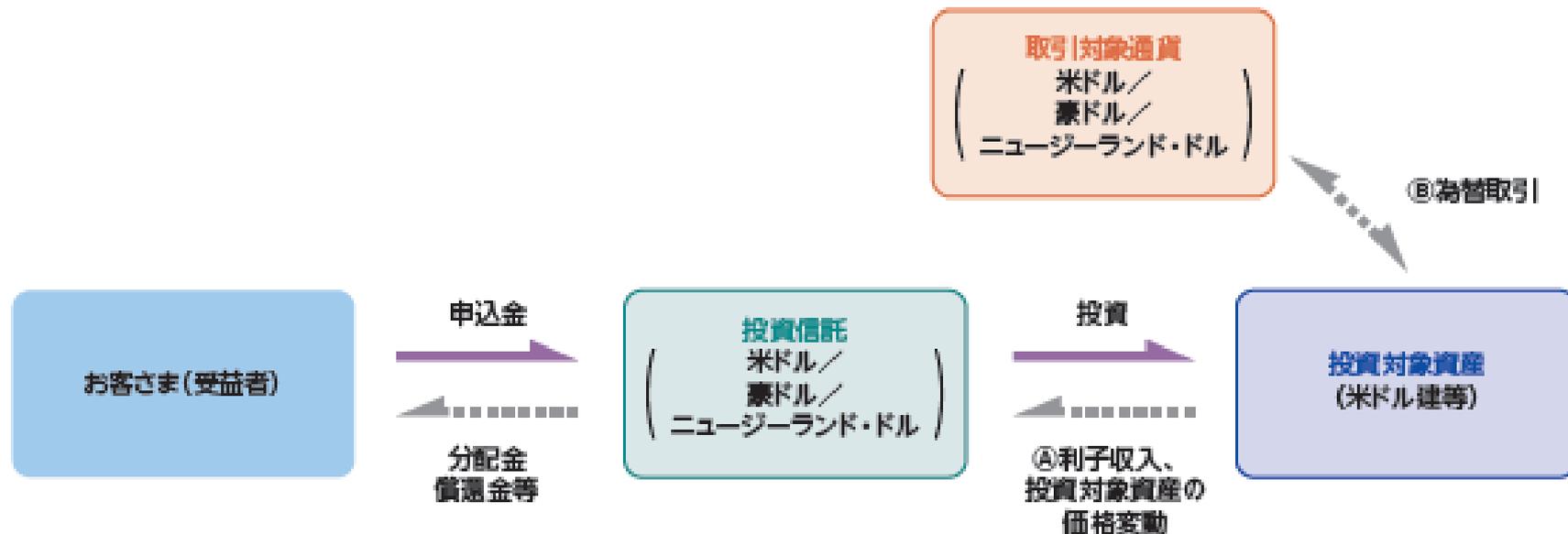
ファンドに関連するリスクは、投資運用会社により監視されております。

## 関係法人

管理会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ (BNP Paribas Investment Partners Luxembourg)
保管受託銀行、登録事務・名義書換 事務代行会社、支払事務代行会社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルグ支店 (BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)
投資運用会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズUKリミテッド (BNP Paribas Investment Partners UK Limited)
代行協会員および販売会社	東海東京証券株式会社 (Tokai Tokyo Securities Co., Ltd.)
販売取扱会社	ワイエム証券株式会社、浜銀TT証券株式会社、西日本シティTT証券株式会社、 池田泉州TT証券株式会社

# 収益/損失に関する留意事項①

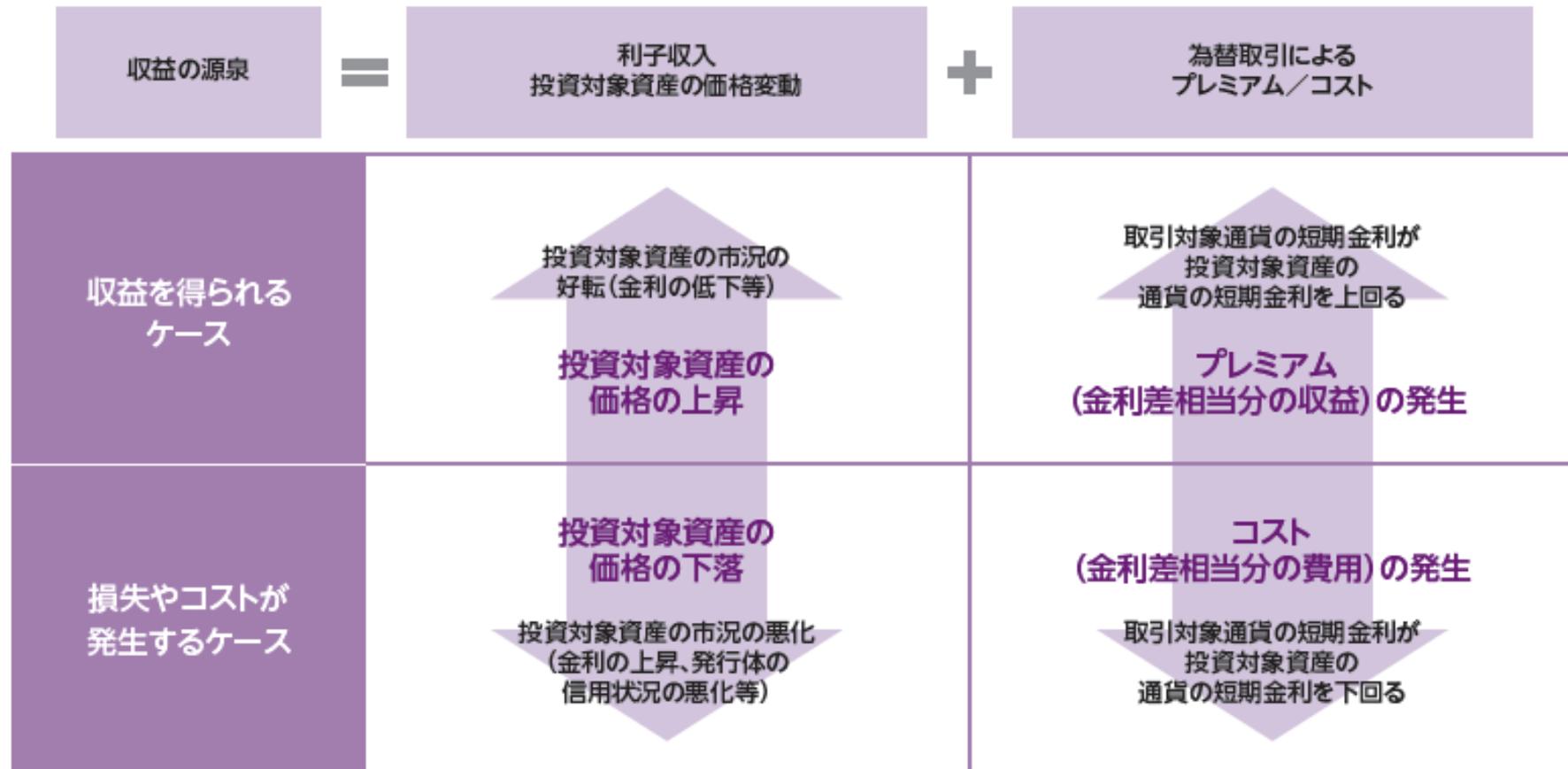
ファンドの収益のイメージ図



\* ファンドは外貨建であるため、円貨に基づいて取引される場合には、当該通貨と円の為替相場の影響を受けます。

# 収益/損失に関する留意事項②

➡ ファンドの収益の源泉と受益証券1口当り純資産価格の変動要因をまとめますと、以下のようになります。



# 無登録格付に関する説明書①

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## ○格付会社グループの呼称等について

### ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

格付グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### S&Pグローバル・レーティング

格付グループの呼称：S&Pグローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

### フィッチ・レーティングス

格付グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

## ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

### ムーディーズ:

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### S&Pグローバル・レーティング:

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

### フィッチ:

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

# 無登録格付に関する説明書②

## ○信用格付の前提、意義及び限界について

### ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク:

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

### S&Pグローバル・レーティング:

S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

### フィッチ・レーティングス:

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成28年6月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記それぞれの会社のホームページをご覧ください。

以上

# お申込みメモ①

通貨クラス	米ドル・クラス 豪ドル・クラス NZドル・クラス
設定日	2010年10月29日
信託期間	無期限
ファンド営業日	土曜日および日曜日を除く、ルクセンブルグ、ロンドンおよび東京における銀行営業日でかつ日本における金融商品取引業者の営業日
決算日	毎年9月30日
収益分配	原則として、毎月20日(休業日の場合は前ファンド営業日)を分配基準日として、1口当り純資産価格水準、市況動向等を勘案して管理会社が決定します。ただし、信託財産の状況によっては分配を行わない場合があります。分配金は、外貨または円貨にて受け取れます。分配金は、分配落ち日 <sup>※</sup> から起算して5ファンド営業日以降に支払われます。詳細は販売会社または販売取扱会社へお問い合わせください。 ※ 分配落ち日とは、分配基準日の翌ファンド営業日のことを言います。
購入・換金の受付	毎ファンド営業日にお申込みを受付けます。(お申込みの受付は、原則として日本時間の14時半までです。) * 取扱いについては、販売会社または販売取扱会社により異なる場合があります。詳細は販売会社または販売取扱会社へお問い合わせください。
国内約定日	海外評価日の翌国内営業日
海外評価日	国内申込受付日の翌ファンド営業日
購入・換金代金の受渡	国内約定日から起算して4国内営業日目
購入単位	100口以上1口単位
購入価格	購入の申込みが管理会社によって受理された評価日付の受益証券1口当り純資産価格
換金単位	1口以上1口単位
換金価格	換金の申込みが管理会社によって受理された評価日付の受益証券1口当り純資産価格 * 換金に際しては、保有期間に応じて後述の換金手数料が差し引かれます。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	管理会社の取締役会は、ファンドの受益証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、その結果受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することがあります。
線上償還	ファンドは、管理会社および保管受託銀行の相互の合意により解散することができます。また、ファンドは、ルクセンブルグの法律により定められた強制清算の場合、解散します。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。



# お申込みメモ②

## 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	なし																
信託財産留保額	なし																
換金手数料	保有期間に応じて以下の料率の偶発後払販売手数料が課せられます。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発行日*から買戻日*までの期間</th> <th>偶発後払販売手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年未満</td> <td>買戻価格の3.00%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>買戻価格の2.50%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>買戻価格の2.00%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>買戻価格の1.50%</td> </tr> <tr> <td>5年以上6年未満</td> <td>買戻価格の1.00%</td> </tr> <tr> <td>6年以上7年未満</td> <td>買戻価格の0.50%</td> </tr> <tr> <td>7年以上</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	発行日*から買戻日*までの期間	偶発後払販売手数料	2年未満	買戻価格の3.00%	2年以上3年未満	買戻価格の2.50%	3年以上4年未満	買戻価格の2.00%	4年以上5年未満	買戻価格の1.50%	5年以上6年未満	買戻価格の1.00%	6年以上7年未満	買戻価格の0.50%	7年以上	なし
	発行日*から買戻日*までの期間	偶発後払販売手数料															
	2年未満	買戻価格の3.00%															
	2年以上3年未満	買戻価格の2.50%															
	3年以上4年未満	買戻価格の2.00%															
	4年以上5年未満	買戻価格の1.50%															
5年以上6年未満	買戻価格の1.00%																
6年以上7年未満	買戻価格の0.50%																
7年以上	なし																
※発行日、買戻日は各々国内約定日を基準とします。																	

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (管理報酬等)	管理報酬	管理会社は、ファンド資産から、月毎に当該月間のファンドの平均純資産の年率1.6%を超えない管理報酬を受領する権利を有します。
	販売報酬	管理会社の報酬から、月毎に、日本における販売会社が販売したファンド証券に対応する当該月中のファンドの日々の平均純資産の年率0.5%の販売報酬を後払いにより受領する権利を有します。
	代行協会員報酬	管理会社の報酬から、月毎に、当該月中のファンドの日々の平均純資産の年率0.1%の報酬を受領する権利を有します。
	投資運用報酬	管理会社の報酬から、月毎に、当該月中のファンドの日々の平均純資産の年率0.5%の投資運用会社報酬を受領する権利を有します。
	保管報酬	保管受託銀行は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの日々の平均純資産の年率0.13%を上限とする保管報酬を受領する権利を有します。
	事務代行報酬	事務代行報酬は、純資産額計算業務に対して支払われます。 事務代行報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月中のファンドの日々の平均純資産の0.12%を上限とする年率で支払われます。
その他の費用・手数料	監査報酬、組入有価証券売買手数料等 *その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません。	

\*当該手数料等合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。

# ご留意事項

---

■本資料はBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が2016年8月に作成したものです。投資家の皆様からの投資信託の取得のお申込みの受付は、販売会社で行います。BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、投資家の皆様から直接取得のお申込みを受付けることはありません。

■本資料における統計等は、当社が信頼できるとされる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。

■本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

■本資料中の過去の実績に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も将来の運用成績を保証するものではありません。